

巻末資料

1. 大田区都市計画マスタープラン改定の経過

- 平成21年 9月18日 都市・環境委員会報告
- 10月14日 第一回庁内検討委員会
- 10月23日 第一回改定委員会(都市計画審議会)へ諮問
- 平成22年 1月28日 第二回庁内検討委員会
- 2月16日 第二回改定委員会(都市計画審議会)
- 3月 2日 都市・環境委員会報告
- 6月 2日 第三回庁内検討委員会
- 8月18日 第四回庁内検討委員会
- 9月10日 第三回改定委員会(都市計画審議会)
- 9月30日 都市・環境委員会報告
- 10月12日 都市・環境委員会報告
- 11月 5日 地域力推進会議報告
- 11月 9日 都市計画マスタープラン改定素案の決定
- 11月16日～12月7日 パブリックコメント
- 11月18日～30日 区民説明会 場所：嶺町文化センター
大田文化の森
糎谷特別出張所
区役所本庁舎
- 12月15日 都市・環境委員会報告
- 平成23年 1月14日 都市・環境委員会報告
- 1月19日 第五回庁内検討委員会
- 2月 8日 都市計画マスタープラン改定原案の決定
- 2月15日 都市・環境委員会報告
- 2月17日 第四回改定委員会(都市計画審議会)から答申
- 3月 8日 改定都市計画マスタープランの決定

2. 大田区都市計画マスタープラン改定委員会(都市計画審議会)名簿

委員長 委員	タニグチ 谷口	ヒロクニ 汎邦	東京工業大学名誉教授
	イケゾエ 池添	アキラ 皐	元東京都財務局技監
	シミズ 志水	ヒデキ 英樹	東京工業大学名誉教授
	ナカイ 中井	ノリヒロ 検裕	東京工業大学大学院教授
	オササ 小篠	エイコ 映子	弁護士
	コバヤシ 小林	みどり	建築デザイナー
	エビサワ 海老澤	ノブヨシ 信吉	大田区議会議員
	シオノメ 塩野	マサキ 正樹	//
	フルヤマ 古山	マサコ 昌子	//
	マルヤマ 丸山	かよ	//
	キムラ 木村	マサル 勝	//
	シミズ 清水	キクミ 菊美	//
	ヒグチ 樋口	ユキオ 幸雄	大田区自治会連合会 理事
	エンドウ 遠藤	コウイチ 孝一	大田区商店街連合会 会長
	キクチ 菊地	カツアキ 勝昭	大田工業連合会 副会長
	ババ 馬場	コウジロウ 宏二郎	(社)東京青年会議所大田区委員会副委員長
サノ 佐野	モトヤス 元康	蒲田消防署長	
マツダ 松田	ヨシトシ 喜敏	蒲田警察署長	
前委員	タナカ 田中	カズヨシ 一吉	大田区議会議員(平成21年10月～平成22年2月)
	マツバラ 松原	ヒデノリ 秀典	// (//)
	トミタ 富田	シュンイチ 俊一	// (//)
	オカモト 岡元	ユミ 由美	// (//)
	モリ 森	アイ 愛	// (//)
	ミズノ 水野	タカシ 貴司	大田工業連合会 副会長(//)
	ババ 馬場	ユウイチロウ 雄一郎	(社)東京青年会議所大田地区 委員(//)
	タナカ 田中	ミチタカ 道高	蒲田消防署長(平成21年10月～平成22年9月)
	キツナイ 橘内	ハジメ 肇	蒲田警察署長(平成21年10月～平成22年2月)
	ナガハマ 長濱	カイゾウ 海造	蒲田警察署長(平成22年9月)

3. 都市計画マスタープランの主な実績

大田区都市計画マスタープランは、平成11年に策定されました。20年後の都市の将来像を実現すべく、概ね中間点である、策定から改定に至るまでの10年余りの間に、当初の計画で掲げた方針を実現する事業等が実施されてきました。当初計画の項目に基づき、進捗した事業を面的整備及び施設整備の2つに分類し、図面に示しました。



① 田園調布多摩川台地区



② 田園調布地区



③ 中原街道



④ 洗足風致地区



⑤ 矢口・下丸子

面的整備の進捗状況



⑥ 環状7号線



⑧ 西蒲田・蒲田 (蒲田一丁目公園)

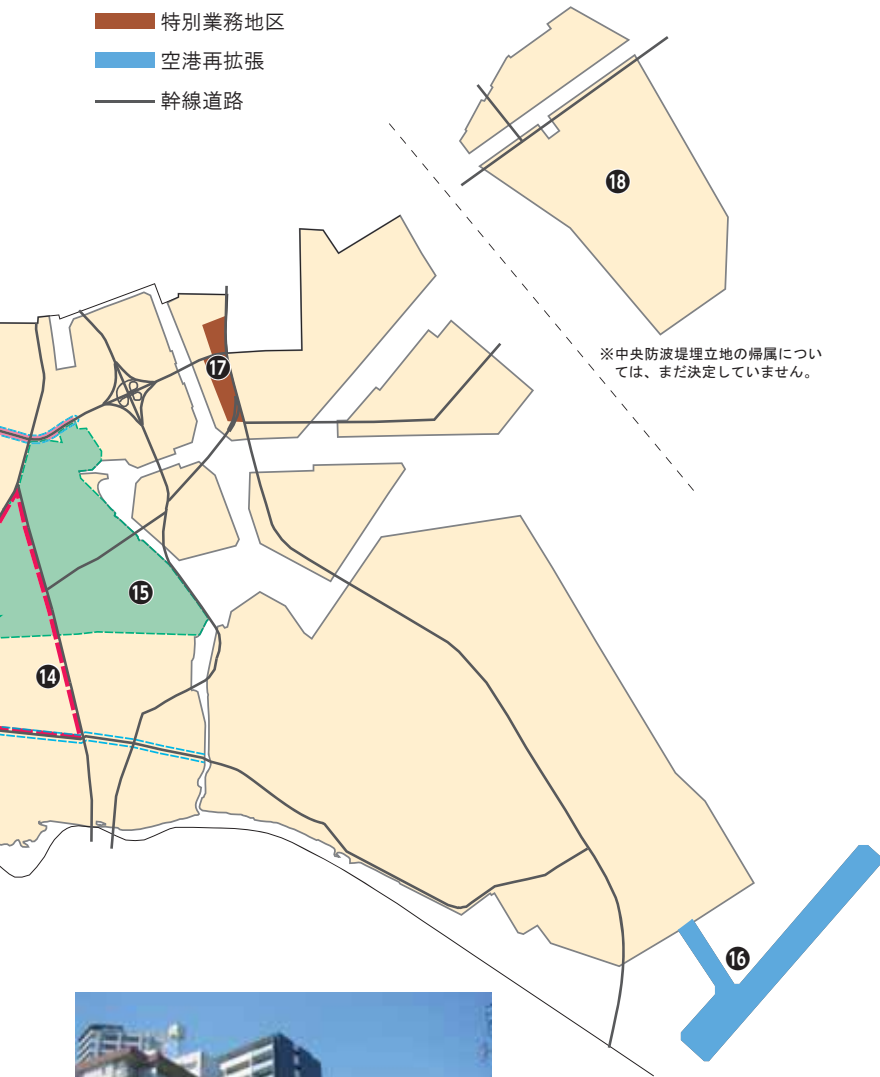


⑦ 環状8号線



⑨ 大森西七丁目地区

- 地区計画
- 沿道地区計画
- 建築協定
- 都市防災不燃化促進事業
- 木造住宅密集地域整備促進事業
- 防災生活圈促進事業
- 第一種市街地再開発事業
- 再開発検討地区
- 特別業務地区
- 空港再拡張
- 幹線道路



18 中央防波堤



17 東海一～三丁目各地内



16 羽田空港 (D 滑走路)



15 大森・北糀谷 (北糀谷中央公園)



10 京急蒲田駅西口地区



11 京急蒲田西口駅前地区 [完成予想パース]
(平成 23 年 3 月現在)



12 蒲田二・三丁目



14 大森中地区



13 糀谷駅前地区 [完成予想パース]
(平成 21 年 3 月現在)

施設整備の進捗状況



①大岡山駅自転車駐車場



②補助線街路 44 号線



③下丸子テンポラリー工場
(工場アパート)



④下丸子地区スーパー堤防整備事業



⑤コミュニティバスの運行
(下丸子・矢口循環)



⑥池上一丁目(呑川緑道の整備)



⑦ふれあいはずめま (蓮沼小跡施設)



⑩補助線街路 27 号線



⑧多摩川二丁目(水と緑の散策路の整備)



⑪北蒲広場
(北蒲田小跡施設・産学連携施設)



⑨大田文化の森



⑫京浜急行線連続立体交差事業
及び 関連街路の整備



※中央防波堤埋立地の帰属
については、まだ決定
していません。



24 スーパーエコタウン事業



23 臨海部広域斎場



22 大森西二・三丁目
(桜のプロムナードの整備)



21 ころぼ大森
(大森第六小跡施設・区民活動支援施設)



20 大森ふるさとの浜辺特別緑地保全地区
19 大森ふるさとの浜辺公園



13 新産業創造支援施設



14 本羽田二丁目工場アパート



16 総合体育館の改築 [完成予想パース]



15 本羽田二丁目第2工場アパート [テクノ
WING]・ウイングハイツ (中小企業者賃貸住宅)



17 BIC あさひ
(羽田旭小跡施設・創業支援施設)



18 大森南四丁目工場アパート [テクノ
FRONT 森ヶ崎] (工業用地再開発支援)

4. 用語集

— あ行 —

●運輸政策審議会答申 P35

国の運輸政策審議会が、平成12年に「東京圏における高速鉄道を中心とする交通網の整備に関する基本計画について」を答申しました。目標年次は平成27年で、「目標年次までに整備を推進すべき路線」である路線をA路線として、「目標年次までに開業することが適当である路線(A1)」及び「目標年次までに整備着手することが適当である路線(A2)」を、また「今後整備について検討すべき路線」をB路線として示しています。

●エイトライナー構想 P35

赤羽～田園調布～羽田空港間を結ぶ環状方向の路線であり、運輸政策審議会答申第18号(平成12年1月)においては、葛西臨海公園～赤羽を結ぶ路線と合わせて「区部周辺部環状公共交通(仮称)」として、今後整備について検討すべき路線(B)と位置付けられています。

●大田区基本構想 P1

平成20年10月に策定された、20年後の大田区のめざすべき将来像を提示し、今後の大田区のまちづくりの方向性を明らかにした最も基本となる考え方を示すものです。区民と区政の共通の目標であり、今後の区政運営の指針となるもので、基本理念、将来像、基本目標、個別目標、基本構想を実現するための方策の5章で構成されています。

●大田区公共施設整備計画 P42

「おおた未来プラン10年」を踏まえ、大田区が保有し管理する公共施設(特別出張所・保育園・学校等の公共建築物及び道路・橋りょう・公園等の都市基盤施設)について、区民活動が充実し行政サービスが向上する施設の管理・運営をめざし、10か年の公共施設整備の基本方針として策定するものです。

●大田区地域防災計画 P41

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき策定された、大田区の地域における災害対策の基本となる計画です。平成22年度に改正されました。

区及び防災関係機関が持つ全機能を有効に発揮して、区の地域における震災に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策を実施することにより、区の地域並びに区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

● **大田区福祉のまちづくり整備要綱 P44**

高齢の人、障害のある人等を含むすべての人が区内の公共的な建築物及び共同住宅を安全かつ快適に利用しやすいものとするため、建築物などの整備、改善について定めた区の指導基準です。

● **大田区優工場認定制度 P49**

区内には住環境との調和と共存をめざすとともに、働く人にも快適な工場が数多く存在しています。区では平成7年度から人にやさしい・街にやさしい、優れた工場を大田区優工場(ゆうこうじょう)に認定しています。

● **おおた未来プラン10年 P1 他**

平成20年に策定された大田区基本構想を実現するための具体的な施策を総合的かつ体系的にまとめた計画です。平成21年度から30年度までの10カ年計画となっています。

● **大森駅周辺地区グランドデザイン P114**

大田区のにぎわいの中心拠点である大森駅周辺地区において、羽田空港の再拡張・国際化なども視野に入れた都市基盤整備を進め、地域の活性化のため、平成23年3月にまとめられた大森駅周辺地区の将来構想です。

— 　　か行　　—

● **風の道 P55**

郊外から都市部へ風を誘導する風の通り道をつくることで、都市部の気温の上昇を抑えようという、都市計画の考え方や手法のことです。都市中心部の気温が郊外に比べて高くなるヒートアイランド現象の緩和に特に効果があります。

● **蒲田駅周辺地区グランドデザイン P114**

京浜急行連続立体交差事業に伴う京急蒲田駅周辺の再編や、第一京浜国道、環状8号線の立体交差事業の進行、羽田空港の再拡張・国際化に伴い、蒲田駅周辺地区における都市基盤の再整備や観光の視点を取入れた商業・業務等の活性化のため、平成22年3月にまとめられた蒲田駅周辺地区の将来構想です。

● **既成市街地 P9 他**

住宅地やその他の建築物、道路等の開発によって、ほぼすべての土地が既に都市的活動に利用されている区域をいいます。

● 空港臨海部グランドビジョン2030 P115

羽田空港とその周辺の地域において羽田空港の再拡張・国際化を見据えた拠点づくりを進めるため、2030年(平成42年)の将来像を示したものです。

● 景観行政団体 P52

景観法において新たに導入された概念で、景観法に基づいた多くの景観施策を実施する地方公共団体を指します。まず都道府県がなり、希望する区市町村は、都道府県と協議し、同意を得れば景観行政団体になることができます。

● 景観計画 P52 他

景観法に基づき景観行政団体が良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画です。

● 景観法 P17 他

平成16年に施行された我が国で初めての景観についての総合的な法律です。基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制等所要の措置を講ずるものです。

● 耕地整理 P7

耕地整理法(昭和24年廃止)に基づき、農業上の利用を増進する目的のため、区画を整形化し、水路や道路の整備を図る事業です。本区では、主に工場用地や住宅地の造成のため用いられ、大正5年の新井宿に始まり、42の耕地整理組合が設立されました。

● コーホート P4 他

人口学で、出生・結婚などの同時発生集団をいいます。同じ一年間あるいは五年間などに生まれた同時出生集団をさします。

● 国際コンテナ戦略港湾 P7

アジア諸国の港湾との国際的な競争がますます激化するなか、コンテナ港湾について、更なる「選択」と「集中」により国際競争力を強化するため選定された港湾のことです。平成22年8月に京浜港(東京港、川崎港、横浜港)と阪神港(神戸港、大阪港)が選定され、コスト低減、広域からの貨物集荷、戦略的な港湾経営、コンテナターミナルの再編成等の具体的な施策に取り組んでいます。

● 国分寺崖線 P51 他

太古の昔(約6～3万年前)に、多摩川が武蔵台地を浸食することにより誕生した、延長30kmにも及ぶ連続する「崖地」をいいます。田園調布付近から立川市ま

で東京都の東西に延びる崖地であり、斜面地には自然や歴史的・文化的資源が多く残っています。

●骨格防災軸 P27 他

東京都防災都市づくり推進計画により、主要な幹線道路(広域幹線道路及び広幅員の骨格幹線道路)と川幅の大きな河川で構成される骨格的な防災軸の形成を図るべき路線をいいます。

— さ行 —

●再生可能エネルギー P21 他

太陽光、風力そのほか非化石エネルギーのうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものをいいます。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱そのほかの自然界に存する熱、バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの化石燃料を除く)を指します。(出典:エネルギー供給構造高度化法施行令 第4条)

●市街地再開発事業 P79 他

都市再開発法(昭和44年公布)に基づき、低層の木造建築物などが密集し、土地の利用状況が有効的に活用されていない地区について、地区内の建築物を除去し、中高層のビルを建築し、あわせて道路やオープンスペース等の整備を行う事業をいいます。

●首都圏整備計画 P6

首都圏整備法に基づき、首都圏の建設とその秩序ある発展を図るために策定されました。基本編及び整備編の2つの部分により構成され、基本編では、長期的かつ総合的な視点から、基本方針、将来像など記述しています。整備編では、既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域の広域的整備の観点を含め、道路、鉄道等各種施設の整備に関し、示したものです。

●生産緑地地区 P38 他

市街化区域内の農地などのうち、公害や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用がある500㎡以上の規模の区域について指定した地区をいいます。

●セーフティネット P46

安全網のこと。経済的に困窮する人に対して最低限の生活を保障する制度のことをいいます。

●多摩川河川環境管理計画 P64 他

広い河川空間を持ち、特異な生態系を育む、豊かな自然環境に恵まれている多摩川の特徴を活かした河川利用及び河川環境整備、保全のための基本計画です。

多摩川の河川管理者である国が昭和55年に策定し、平成13年に計画を改定するとともに、法定計画である「多摩川水系河川整備計画」に内容を組み込みました。

●建物の不燃・共同化 P31

2以上の権利者が土地の有効利用を図り環境を整備するために、共同して耐火等の建築物を建築することをいいます。

●地区計画 P114 他

地区レベルでのまちづくりの要請に応え、住民の生活に結びついた地区を単位として、道路・公園などの配置や建築物に関する制限などについて、地区の特性に応じてきめ細かく定める都市計画法の手続によるまちづくりの計画です。

●地区まちづくり協議会 P114 他

「地域力を生かした大田区まちづくり条例」により、区長の認定を受けたまちづくりのための組織で、地区のまちの将来像及びまちづくり活動の方針に基づいた活動を行ないます。

●低層、中層、高層 P29 他

建築物の概ねの高さを示し、低層は1～3階、中層は4～7階、高層は8階以上の建物をいいます。

●東京港第七次改訂港湾計画 P32 他

港湾管理者である東京都が、港湾法に基づき東京港の今後の施設整備や環境施策などを長期的な視点で定める基本的な計画です。(平成18年3月公示)

●東京都景観計画 P106

景観法に基づく景観計画として東京都が策定し、平成19年4月1日から施行している計画です。美しく風格のある東京の再生に向けて、良好な景観形成の取組を進めるため、景観法を活用した届出制度や景観重要公共施設の指定などに加え、都独自の取組として、大規模建築物等の事前協議制度などの具体的な施策が示されています。

●都市基盤 P7 他

道路や公園、下水道など、都市の産業活動や区民の生活を支えるための骨格となる公共施設をいいます。

●都市計画道路 P16 他

都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的として、都市計画に定められた道路です。

●都市防災不燃化促進事業 P70

大地震火災時の延焼防止と避難者の安全を確保するため、不燃化促進区域内における耐火建築物の建築に対して助成金を交付することにより、不燃化の促進を図るものです。

— な行 —

●ナショナルテクノポリス P20

全国の工業地域・量産工場などから、難易度の高い仕事をトータルに受入れることができる工業集積地帯をいいます。

●ノーマライゼーション P44

正常化、標準化の意。ハンディキャップをもった人々が社会の構成員として一定数いるということが人類にとってノーマル(正常)な状態であり、それらのハンディキャップをもった人々が社会の中で自立して生活していることが社会の本来の姿であるという考え方をいいます。

●呑川緑道の整備 P65 他

現在では、治水の立場から味気ないコンクリート直立護岸で囲まれた川になっている呑川を、本来都市河川が持つ治水・排水機能の充実とともに、水への親しみを取り戻し、緑豊かな潤いのある空間とする計画です。

— は行 —

●羽田空港跡地利用OTA基本プラン P39

平成22年10月末の羽田空港再拡張による国際化の進展を踏まえ、羽田空港跡地利用の早期具体化のため、平成20年10月に大田区が市街地に隣接し区のまちづくりに最も関係の深い第1ゾーンについての土地利用の基本的考え方をまとめた計画です。

●羽田空港跡地利用基本計画 P104

平成20年3月に、羽田空港移転問題協議会(国土交通省、東京都、大田区、品川区により構成)において、跡地の土地利用の方向性を示すために策定した計画です。

●バリアフリー P16 他

障壁を取除き、生活しやすくすることをいいます。

●ヒートアイランド現象 P21 他

都市の中心部の気温が上昇し、気温の等しい点を結んだ線である等温線を見ると都市部が郊外と比較し島状に高くなる現象の事をいいます。

●風致地区 P38 他

都市における風致を維持するために、樹林地、水辺などの良好な自然的景観を保全する地区として指定されています。風致地区内においては、建築物の建築、宅地の造成などが条例によって規制されます。

●防火地域・準防火地域 P42

建築物の密集している市街地において、建築物の構造を防火上の観点から制限することによって不燃化を図り、火災の危険を防除するために指定されます。準防火地域より防火地域の方が制限が厳しく、都市の中心的な商業地や主要幹線道路沿いには防火地域を、その周辺部には準防火地域を指定しています。

●防災街区整備地区計画 P75 他

防災街区整備地区計画は、地区の防災性の向上を目的とする地区計画制度です。

●防災都市づくり推進計画 P27 他

東京都では阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、平成7年度に地域防災計画の修正を行い、その中で地震に強い都市づくりの一層の推進を図るために、平成9年3月に防災都市づくり推進計画として策定されました。その後の首都直下地震の発生の切迫性の指摘や、地域危険度測定調査等の最新の調査結果等を踏まえ平成22年1月に計画が改定されました。計画では、災害に強い都市の早期実現をめざし、市街地火災の延焼を防止する延焼遮断帯の整備、木造住宅密集地域等の防災上危険な市街地の整備等について、整備目標、整備方針を定めるとともに、具体的な整備プログラムが定められています。

— ま行 —

●馬込文士村 P7 他

大正期に尾崎士郎・宇野千代夫婦の誘いに、関東大震災直後の住宅難も手伝って多くの文士や画家が馬込に住み、のちに「馬込文士村」といわれるもとになりました。

●緑確保の総合的な方針 P39

東京においては、都市公園などの新たな緑が創出される一方、都市の中に残された樹林地や農地等の既存の緑は、これを上回って減少しています。「緑確保の総合的な方針」は、こうした状況を自治体共通の重要な課題ととらえ、特に減少傾向にある民有地の既存の緑を計画的に確保することを目的として、東京都・特別区・市町村の合同により平成22年5月に策定されました。本方針では、今後10年間に確保する緑やまちづくりの中で創り出す緑を明らかにするほか、緑確保の取組等を更に進めるための新たな施策が提示されています。

●未利用エネルギー P28 他

都市内部における生活・業務・生産活動の結果として生じ、そのままか、あるいは殆ど有効に回収されることなく環境中に放出されている各種温度の熱エネルギー、ならびに自然に豊富に存在するものでその活用が都市環境に生態学的に影響を与えないと思われる自然エネルギーを言います。

●木造住宅密集地域整備促進事業 P70 他

老朽木造住宅などが密集しており、更に道路や公園など公共施設が未整備な地域において、一定の要件に適合する建替えに区が補助するなど、不燃化を促進したり、道路や公園の整備をすることにより住環境と防災性の向上を図る事業をいいます。区内の事業は、平成21年度迄に終了しました。

— や行 —

●ユニバーサルデザイン P16 他

障がいの有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方をいいます。

— ら行 —

●ランプ P96 他

高さの異なる道路を相互に連絡する連結路をいいます。

●連続立体交差事業 P29 他

市街地において、踏切が連続している鉄道の一定区間を高架化又は地下化することにより、多数の踏切の除去と道路と鉄道との立体交差化を一挙に実現し、踏切事故の解消、道路交通の円滑化、市街地の一体的発展を図る事業です。

●六郷用水 P39 他

六郷領(現在の大田区が多摩川沿川地域)の灌漑を目的として、江戸時代初期に開削された農業用水路です。天正18年(1590年)徳川家康の新田開発政策の一環として開削が行なわれました。300年余り、大田区の農民の生活になくてはならない用水路として利用されてきましたが、近年の下水道の普及により、その殆どが埋め立てられ、現在では過去の姿を見ることが出来なくなっています。



明治後期の六郷用水(約100年前)

出典:地図で見る大田区(1)